

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【公開番号】特開2016-182548(P2016-182548A)

【公開日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2016-060

【出願番号】特願2015-63534(P2015-63534)

【国際特許分類】

B 01 D 46/24 (2006.01)

【F I】

B 01 D 46/24 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月5日(2017.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

請求項1記載のフィルタにおいて、前記空気案内部材は、円周方向に傾斜する複数の傾斜ブレードを有し、それぞれの前記傾斜ブレードの円周方向の内方端部と、当該内方端部と隣り合う他の前記傾斜ブレードの円周方向の外方端部との間に複数の前記スリットが形成された、フィルタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

請求項8記載のエレメント組立体において、

前記空気案内部材は、円周方向に傾斜する複数の傾斜ブレードを有し、それぞれの前記傾斜ブレードの円周方向の内方端部と、当該内方端部と隣り合う他の前記傾斜ブレードの円周方向の外方端部との間に複数の前記スリットが形成された、エレメント組立体。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

請求項8～11のいずれか1項に記載のエレメント組立体において、

前記スリットを通過した圧縮空気を案内する小径案内管が、前記空気案内部材の内側に位置されて前記上ホルダーに設けられた、エレメント組立体。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項13】

請求項 8 ~ 12 のいずれか 1 項に記載のエレメント組立体において、
前記空気案内部材が前記上ホルダーに一体に設けられた、エレメント組立体。